

議案第45号

佐野市文化施設の指定管理者の指定について

佐野市文化施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

(1) 佐野市浅沼町508番地5

佐野市文化会館

(2) 佐野市あくと町3084番地

佐野市葛生あくとプラザ

2 指定する指定管理者

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役 橋本 鉄 司

3 指定管理者に指定する期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

理 由

佐野市文化施設について、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必

要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 …省 略…

議案第45号参考資料

指定管理者候補者の概要

名 称	株式会社ケイミックスパブリックビジネス
種 別	株式会社
設立年月日	平成29年4月3日
資 本 金	1億円
従 業 員 数	627人
設立の趣旨	前進となる株式会社ケイミックス（昭和28年ビルメンテナンス業の有限会社協栄社として創業後、昭和33年株式会社に改組設立）が、平成17年より取り組んできたPPP事業を更に発展させるための基盤づくりを目的とする。
事業概要	(1) 指定管理者制度による公共施設の管理・運営業務 (2) PFI事業の受託及びSPCへの出資 (3) 文化ホール施設の管理・運営業務 (4) コンベンション事業及びコンベンション誘致業務 (5) コンサート・演劇等の興行及びカルチャー教室の経営 (6) 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理業務 (7) ビルメンテナンス及び運営サービス業務 (8) 不動産等に関するコンサルタント業務 (9) 飲食店の経営並びに飲料・食料品の加工販売
類似施設での指定管理の実績	(1) 佐野駅前交流プラザぱるぽーと (2) 真岡市民会館 (3) 真岡市公民館 (4) 真岡市青年女性会館 (5) 栃木市栃木文化会館 (6) 栃木市大平文化会館 (7) 栃木市岩舟文化会館 (8) 栃木市藤岡文化会館 (9) 常陸太田市民交流センター（茨城県） (10) 成田国際文化会館（千葉県） (11) 木更津市民会館（千葉県）

- (12) 羽生市産業文化ホール（埼玉県）
- (13) 久喜総合文化会館（埼玉県）
- (14) 久喜市菖蒲文化会館（埼玉県）
- (15) 久喜市栗橋文化会館（埼玉県）
- (16) 坂戸市文化会館（埼玉県）
- (17) 坂戸市文化施設オルモ（埼玉県）
- (18) 狭山市市民会館（埼玉県）
- (19) 三芳町文化会館（埼玉県）
- (20) 新座市民会館（埼玉県）
- (21) 荒川区民会館（東京都）
- (22) 曳舟文化センター（東京都）
- (23) 武蔵村山市民会館（東京都）
- (24) 国分寺市立いずみホール（東京都）
- (25) 日野市民会館（東京都）
- (26) 日野市立七生福祉センター（東京都）
- (27) 横浜市栄公会堂（神奈川県）
- (28) 海老名市文化会館（神奈川県）
- (29) 海老名市民ギャラリー（神奈川県）
- (30) 長井市民文化会館（山形県）
- (31) その他 35 施設の指定管理